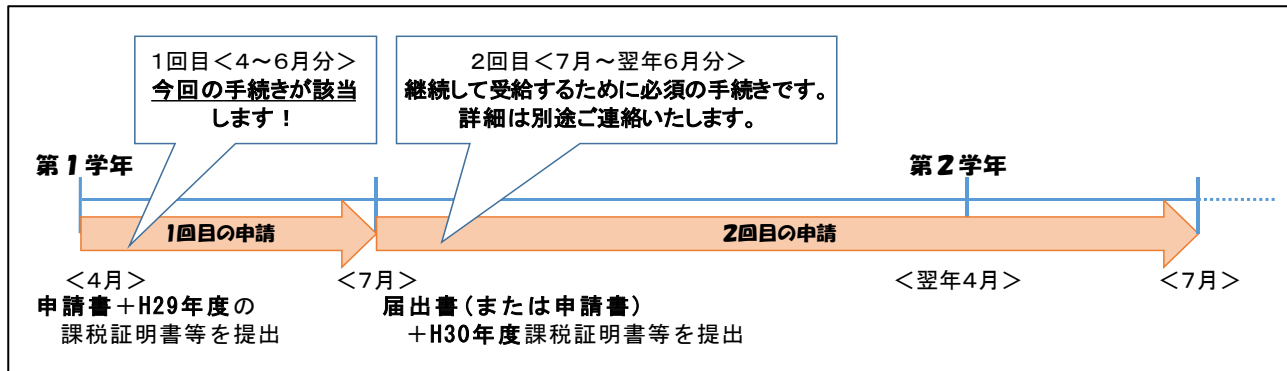


「高等学校等就学支援金」(国の授業料補助)申請手続

(平成30年4月～6月分・新1年生)

☆高等学校等就学支援金の申請方法☆

申請をしなければ支援は受けられません!



1 提出書類

(1) 保護者の平成29年度市(町村)民税所得割額が **304,200円未満** の場合

・ **4月20日(金)までに**、次の①・②を提出してください。

- ① 「受給資格認定申請書・収入状況届出書(様式第1号)」
② 平成29年度の税額証明書
- 封筒に入れて、
封をした状態で事務室へ

・平成30年4月～6月分の、3か月分が支給対象となります。

・平成30年7月以降分については、平成30年度の税額も基準税額未満だった場合、今後の別途通知(6月ごろ)により、①「受給資格認定申請書・収入状況届出書(様式第1号)」と、②「平成30年度の税額証明書」を提出することで、平成30年7月～平成31年6月までの12ヶ月分が支給対象となります。

(2) 保護者の平成29年度市(町村)民税所得割額が **304,200円以上** の場合

・4月～6月分は対象外のため、申請できません。

・平成30年7月以降分については、平成30年度の税額が基準税額以下となった場合、今後の別途通知(6月ごろ)により、①「受給資格認定申請書・収入状況届出書(様式第1号)」と、②「平成30年度の税額証明書」を提出することで、平成30年7月～平成31年6月までの12ヶ月分が支給対象となります。

2 基準税額・補助額

4月申請時(4月～6月分): 基準税額は、平成29年度の額

市(町村民税)所得割額(年額)	補助額(年額上限)
* 親権者(父母)の合計額/県民税は含みません	
生活保護世帯/0円(非課税)世帯	297,000円【月額24,750円】
51,300円未満世帯 (年収目安:350万円未満世帯)	237,600円【月額19,800円】
154,500円未満世帯 (年収目安:590万円未満世帯)	178,200円【月額14,850円】
304,200円未満世帯 (年収目安:910万円未満世帯)	118,800円【月額9,900円】

*表中の「年収目安」は、モデル世帯の額です(夫婦いずれかお一人だけが働いている4人世帯で、子ども2人、うち高校生1人の場合)。

